

○邑南町土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金交付要綱

令和2年10月1日

告示第101号

(目的)

第1条 この告示は、土砂災害特別警戒区域内に存する住宅の補強工事を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、土砂災害の防止対策を推進し、もって土砂災害から町民の生命及び身体を保護することを目的とし、その補助金の交付に関しては、邑南町補助金等交付規則(平成16年邑南町規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により島根県知事が指定する区域をいう。
- (2) 補強工事 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第80条の3に規定する基準を満たすための工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、その敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築されており、町内に存する居住の用に供する住宅(一戸建て住宅、長屋、共同住宅及び店舗等の用を兼ねるものを含む。)であって、現に居住しているものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補強工事を行う補助対象住宅の所有者とする。

(補助金額等)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金額及び

補助限度額は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。ただし、補助金交付の対象となる事業は、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに第9条の実績報告をする見込みのものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業に着手しようとする日の30日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 図面(土砂災害特別警戒区域告示図書の区域図で位置を示したもの、補助対象住宅の補強工事を申請する場合は平面図、横断図、構造図等)
- (2) 見積書及び内訳明細書の写し
- (3) 補助対象経費の算出根拠が分かる書類
- (4) 町税の滞納がない旨を証明する書類
- (5) 確認済証(補強工事の申請において、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項に規定される建築確認申請が必要な場合)

- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査した上で補助の可否を決定し、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第11条第1項に規定する事由が生じた場合、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日(建築確認申請が必要な場合は確認済証(補強工事にあつては法第7条第5項に規定される検査済証)が交付された日)から10日以内に土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 請求書、内訳明細書及び領収書の写し
- (2) 工事写真(補強工事実施年度の着工前、施工中、完成後において、住宅補強の内容が対比できるもの)
- (3) 完成図面(平面図、横断図、構造図等)
- (4) 補助対象住宅が法第3条第2号に適合している旨の説明が記載されている報告書並びに令第80条の3に規定する基準を満たす旨の説明が記載されている報告書及び構造計算書(ただし、建築確認申請が必要な場合は確認済証(補強工事にあつては検査済証)の写しの提出に代える)
- (5) その他町長が必要と認める書類
(交付額の確定等)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金交付請求書(様式第6号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、土砂災害特別

警戒区域内住宅補強支援事業補助金取消通知書(様式第7号)により補助事業者
に通知するものとする。

(補助金返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当
該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業
者に対し、土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業補助金返還命令書(様式
第8号)により期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	補助金額	補助限度額
補強工事に要する設計費(建築 確認申請費用を含む。)	補助対象経費の100分の23以内の 額	10万円
補強工事に要する工事費	補助対象経費の100分の23以内の 額	110万円
補強工事に要する解体費	補助対象経費の100分の23以内の 額	50万円

備考

- 1 補助対象経費に対して他の同種の補助金等の交付を受けるときは、補助対
象経費の額は、当該補助金等の額を控除した額とする。
- 2 補助対象経費の区分ごとに補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、
補助金額は、これを切り捨てた額とする。